

生活環境課の業務の関連でお伝えしたいこと

1、金属・割れ物のごみ袋の新設

ごみの区分	主な対象物	収集日
プラスチック類	プラスチック製品（プラスチック製容器包装に該当するものは除く）、ゴム類、革類	毎週 月曜日
金属類・割れ物	陶器類、ガラス製品、小型電化製品	月の第3 月曜日

注意1：複数の材質が使用されている場合は、**主に使われている材質**で分別してください。

注意2：金属類・割れ物を不燃ごみ専用袋（青色）で排出した場合は、**収集できません**。

2、リチウムイオン電池の回収場所

火災が起こるの
なぜ？

原因は、リチウムイオン電池が破損したり、圧力や衝撃が加わることによるもの。ごみに混ざると、ごみ収集車のプレスや、ごみ処理場での破碎処理で発火してしまいます。

どんな製品に
使われているの？

主な製品
携帯電話、モバイルバッテリー、ノートパソコン、デジタルカメラ、携帯型ゲーム機、電子たばこなど

コンセントにつながなくても
動く製品は要注意！

リチウムイオン電池などの充電式電池は、回収ボックスへ。

回収ボックス設置施設

- ・市役所
- ・各もりりん（中央、郷州、高野、北守谷）
- ・文化会館
- ・保健センター

どうやって
捨てたらいいの？

ごみ集積所には
絶対に出さない
ください

3、9月の環境美化の日の廃止

近年9月の気温が30℃以上となる日が増えており、今後も気温上昇の傾向が続くことが想定されます。参加される市民の皆さまの健康面の安全を考慮し、令和8年度以降の環境美化の日は、**9月の環境美化の日を中止し、6月第1日曜日と12月第1日曜日の2回**となります。実際の環境美化の日の日程は、もりやクリーンカレンダーで確認してください。

4、その他よくあるご質問

Q.ごみの分別をする理由

A.排出したごみを燃やすと「残渣（ざんさ）」という燃えカスが残ります。守谷市で最終処分場を持っていないため、多額の税金を使用して、他市の最終処分場に処分を依頼しています。「プラ容器」「紙・布」等の資源物を分別することでごみ量が減らせるため、分別に御協力ください

Q.集積所を新設したい。

A.生活環境課に相談してください。

Q.「違反ごみ」の対応について

A.違反ごみが、分別不十分、収集日や指定袋が違う等の場合は、集積所の管理者に再分別していただきます。再分別の際に、排出者の名前、住所、電話番号が分かれば、そのごみを持って、市が対応しますので、連絡してください。また、違反ごみが、粗大ごみやコンクリート等のような通常、市が回収しないもの場合は、連絡を受けてから1週間程度様子を見た後、市で対応します。

Q.集積所のごみが収集されていない場合の対応について

A.収集業者は朝8時から収集を開始します。その日の道路状況、ごみの種類・量で時間や順序は前後します。一度回収した集積所には再度の回収をしませんので、必ず**収集開始時間の朝8時**までにはごみを出してください。

Q.「クリーンカレンダー」、「分別の手引き」の配布先について

A.市役所、各公民館、文化会館、保健センターで配布しております。例年、次年度のカレンダーは2月下旬ごろに入れ替えます。転入者には転入手続き時に配布しております。

Q.犬猫のフンが放置されて困っています。

A.犬猫のフンによる被害にお困りの場合、生活環境課にご相談いただいた上で、①啓発看板の提供②啓発チラシの配布をしております。お困りの場合は、ご連絡ください。

Q.空き地の雑草を除去して欲しい

A.生活環境課では、雑草等が繁茂し管理不良となった空き地の通報を受けた場合、状況確認及び土地所有者を調査し、指導文書を送付しております。ただし、土地の管理権限は土地所有者にあるため、強制力はありません。なお、居住者がいる土地から越境する雑草などの問題については当事者間で解決をお願いします。当事者間で解決できない場合、簡易裁判所で行う「民事調停」という方法もあります。